

富山市地域密着型サービス等運営委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例（平成27年富山市条例第1号）第3条の規定に基づき、富山市地域密着型サービス等運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点の配置に関すること。
- (2) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点事業者の指定に関すること。
- (3) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス費に関すること。
- (4) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスに従事する人員配置基準に関すること。
- (5) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスの設備及び運営に関する基準に関すること。
- (6) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項に基づく事業に関すること。
- (7) 地域包括ケアシステムの確立に向けた方策に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、高齢者福祉について優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議において、第2条第2号に規定する地域密着型サービス事業者等の指定等に関する事項の審議を行う際に、委員が当該事業所の設置者（設置希望者を含む）である法人又は団体の役員若しくは構成員である場合は、その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、福祉保健部介護保険課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。